

無線の使用区分

	使用区分	
	消防系・救急系無線	署系無線
普通通信	1 出向時及び帰署時の報告 2 有線通信途絶時又は故障時における局署間の連絡 3 その他消防局長が必要と認める連絡	1 調査、事務連絡等 2 有線通信途絶時又は故障時における署所間の連絡 3 その他消防局（署）長が必要と認める連絡
災害通信	別表第 8 各種災害通信事項に基づく災害通信（ただし、情報指定局を設置したときは、情報指定局が統括して行うものとする。）	災害現場における指揮命令、情報伝達及び活動報告等

通信統制時の交信要領等

通信の種類	指令課の対応		各署の対応
	消防無線	指令電話（一斉・郡）	
通信統制の発令	<p>1 川崎消防から各局「〇〇時〇〇分」</p> <p>〔 〇〇系〇CH（第一次） 〇〇系〇CH（第二次） 非常時（第三次） 〕 通信統制を発令する。 以上 川崎消防</p>	<p>通信統制の発令について</p> <p>現在、〔 〇〇署管内 市内各所 〕 で〇〇発生のため、本日〇〇時〇〇分</p> <p>〔 〇〇系〇CH（第一次） 〇〇系〇CH（第二次） 非常時（第三次） 〕 通信統制を発令する。 〇〇時〇〇分 扱い〇〇以上</p>	
チャンネル変波	<p>(1) 只今、〇〇通信統制発令中、よってチャンネル指定を行う。 〇〇署管内〇〇出場中の各隊は、〇〇系〇CHに変波せよ 以上 川崎消防</p>		応答しない
各署50への現場報送信	<p>(2) 現在、市内各所で〇〇発生のため、以後の〇〇の被害現場報等は各署50に送信せよ。 なお、各署50にあつては、統括して</p> <p>〔 消防電話（内線〇〇〇） 消防無線 ファクシミリ 無線専用電話 〕 により指令センターへ報告されたい。 以上 川崎消防</p>	<p>指令課から連絡します。 現在、市内各署で〇〇が発生しているため、今後の〇〇被害現場報等は各署50へ送信するよう指示したので、各署50にあつては、情報を統括して</p> <p>〔 消防電話（内線〇〇〇） 消防無線 ファクシミリ 無線専用電話 〕 により指令センターへ報告されたい。 〇〇時〇〇分 扱い〇〇以上</p>	<p>△△1から△△50、「情報指定局は△△1とする」 扱い〇〇 △△50了解</p>
交信の一時禁止及び解除	<p>1 川崎消防から</p> <p>〔 △△1 〇〇署管内の〇〇出場中の各隊 〕 至急報を除き</p> <p>〔 川崎消防 △△50 〕 との交信は別命あるまでしばらく待て</p> <p>2 川崎消防から</p> <p>〔 △△1 〇〇署管内の〇〇出場中の各隊 〕</p> <p>〔 川崎消防 △△50 〕 との交信どうぞ</p>		<p>「△△1了解」 各署50と出場隊との交信にあつては、各署50の指示に従う。</p>
通信統制の解除	<p>川崎消防から各局、〇〇時〇〇分をもって</p> <p>〔 〇〇系〇CH（第一次） 〇〇系〇CH（第二次） 非常時（第三次） 〕 通信統制を解除する。 以上 川崎消防</p>	<p>通信統制の解除について</p> <p>〔 〇〇系〇CH（第一次） 〇〇系〇CH（第二次） 非常時（第三次） 〕 の通信統制は、本日〇〇時〇〇分をもって解除する。 〇〇時〇〇分 扱い〇〇以上</p>	チャンネル変波した場合は、通常チャンネルに切替

備考 署系活動波10chから12chの使用に際し、無線ふくそうの恐れがある場合は、指令センターから別途指示する。

通 信 省 略 語

省略語使用は、「川崎市消防通信規程第44条」別表第6、無線局の通信方法により、通信文を次のように省略して送信することができる。	
状 況 例	省 略 語
出場途上において炎上が確認された場合	途 上 赤
	ト ジョウ アカ
出場途上において煙が確認された場合	途 上 黒
	ト ジョウ クロ
出場途上において煙が確認できない場合	途 上 白
	ト ジョウ シロ
〇〇救助隊が現場に到着したとき	〇 〇 救 助 1 現 着
	〇 〇 キュウジョ イチ ゲンチャク
情報指定局を北側路上に設置した場合	情 報 北 路 上
	ジョウ ホウ キタ ロ ジョウ
現場指揮本部を東側路上に設置した場合	Ⓜ 東 路 上
	マルホン ヒガシ ロ ジョウ
応援要請 (第2出場の場合)	応 援 要 請 第 2
	オウ エン ヨウ セイ ダイ ニ
特殊車両 (電源車の場合)の 応援要請をする場合	電 源 応 援 要 請
	デン ゲン オウ エン ヨウ セイ
耐火造2階 延300㎡ の場合	耐 火 2 / 0 延300
	タイ カ ゼロブンノニ ノベサンビヤク
地下1階 地上3階の 場合	3 / 1
	イチブンノサン
類焼棟が1棟の場合	類 焼 1
	ルイ ショウ イチ
出火責任者を伝える場合	Ⓢ
	マルセキ
電話で通話する場合	Ⓣ
	マルデン

無線業務日誌様式

無線局種別	様式
基地局	作成省略
固定局	
航空局	第2号様式
携帯基地局	作成省略
陸上移動局	
携帯局	
船舶局	第2号様式
航空機局	航空法第58条及び第59条に定める飛行記録に記載する。

通話試験

区分			呼出者	応答者	無線機	試験	実施日時
消防救急デジタル無線	活動波	消防系	南部系	指令センター	各署所 航空隊	指令台 ├遠隔制御装置 ├半固定型 ├可搬型 └車載型	① 毎日 8時40分に開始
			中部系				
			北部系				
		救急系	南部系	各署	各署所	半固定型 └携帯型	② 毎月1日 ①③試験後 かつ 指令センター指示後 に開始
			中部系				
			北部系				
	共通波		主運用波6	指令センター	各署所 航空隊	指令台 ├半固定型 ├可搬型 └車載型	④ 毎月3日 ①③試験後に開始 毎月4日 ①③試験後に開始
			統制波1				
	署系アナログ無線	署系	1 c h (臨港署)	各署	各署所	半固定型 └車載型	⑤ 毎日 8時45分に開始
			2 c h (川崎署)				
3 c h (幸署)							
4 c h (中原署)							
5 c h (高津署)							
6 c h (宮前署)							
7 c h (多摩署)							
8 c h (麻生署)							
1 c h (臨港署)			各署	各署所	半固定型 └携帯型	⑥ 毎月2日 ⑤試験後に開始	
2 c h (川崎署)							
3 c h (幸署)							
4 c h (中原署)							
5 c h (高津署)							
6 c h (宮前署)							
7 c h (多摩署)							
8 c h (麻生署)							

備考

- 1 通話試験は区分毎に各局呼出し、又は一括呼出方法によること。
- 2 航空系、ヘリテレ電送系等は、必要な都度、指令センターの指示により実施する。
- 3 通話試験時間に災害発生等で試験を実施できない場合は、その都度指令センターの指示により実施する。

管 制 車 両 一 覧 表

配置署所		消防隊等略称	車載指令情報表示装置の有無	地図車両表示名称
消防局	警防課	警防指令	○	警防指令
		警防連絡	○	警防連絡車
		本部指揮	○	本部指揮
臨港消防署	臨港消防署	臨港1	○	臨港1
		臨港2	○	臨港2
		臨港救助	○	臨港救助
		臨港はしご	○	臨港梯子
		臨港指揮	○	臨港指揮
		臨港査察	○	臨港査察
		臨港積載	○	臨港積載
		臨港水難救助	○	臨港水難
		臨港大型化学高所	○	臨港大化高
		臨港特災	○	臨港特災
		臨港工作	○	臨港工作
		臨港救急	○	臨港救急
		臨港非常用救急	○	臨港非常救
		浮島出張所	浮島	○
	浮島化学		○	浮島化学
	臨港支援		○	臨港支援
	臨港非常用消防		○	臨港非常
	千鳥町出張所	千鳥町化学	○	千鳥町化学
		千鳥町高所	○	千鳥町高所
		消防艇かわさき		消防艇かわさき
		消防艇うみかぜ		消防艇うみかぜ
	殿町出張所	殿町1	○	殿町1
		殿町2	○	殿町2
		殿町化学	○	殿町化学
		殿町救急	○	殿町救急
	藤崎出張所	藤崎	○	藤崎
		川崎非常用救助	○	非常救助
		藤崎救急	○	藤崎救急
川崎消防署	川崎消防署	川崎1	○	川崎1
		川崎2	○	川崎2
		川崎救助	○	川崎救助
		川崎はしご	○	川崎梯子
		川崎指揮	○	川崎指揮
		川崎積載	○	川崎積載
		川崎高発泡	○	川崎高発泡
		川崎非常用消防	○	川崎非常
		川崎救急	○	川崎救急
		川崎非常用救急	○	川崎非常救
		小田出張所	小田	○
	小田化学		○	小田化学
	小田救急		○	小田救急
	大島出張所	大島化学	○	大島化学
		大島救急	○	大島救急

幸消防署	幸消防署	幸1	○	幸 1	
		幸2	○	幸 2	
		幸救助	○	幸 救助	
		幸はしご	○	幸 梯子	
		幸指揮	○	幸 指揮	
		幸積載	○	幸 積載	
		幸水難救助	○	幸 水難	
		幸電源	○	幸 電源	
		幸非常用消防	○	幸 非常	
		幸救急	○	幸 救急	
		幸非常用救急	○	幸 非常救	
	南河原出張所	南河原	○	南河原	
		南河原救急	○	南河原救急	
	平間出張所	平間	○	平間	
平間化学		○	平間化学		
平間救急		○	平間救急		
加瀬出張所	加瀬	○	加瀬		
	加瀬救急	○	加瀬救急		
中原消防署	中原消防署	中原1	○	中原 1	
		中原2	○	中原 2	
		中原救助	○	中原 救助	
		中原はしご	○	中原 梯子	
		中原指揮	○	中原 指揮	
		中原積載	○	中原 積載	
		中原大型	○	中原 大型	
		中原延長		中原 延長	
		中原運搬		中原 運搬	
		中原震災工作	○	震災 工作	
		中原救急	○	中原 救急	
	中原非常用救急	○	中原 非常救		
	苅宿出張所	苅宿	○	苅宿	
		中原非常用消防	○	中原 非常	
	井田出張所	井田	○	井田	
		井田救急	○	井田救急	
	小田中出張所	小田中	○	小田中	
		小田中救急	○	小田中救急	
	高津消防署	高津消防署	高津1	○	高津 1
			高津2	○	高津 2
高津救助			○	高津 救助	
高津はしご			○	高津 梯子	
高津指揮			○	高津 指揮	
高津積載			○	高津 積載	
高津水難救助			○	高津 水難	
高津救急			○	高津 救急	
高津非常用救急		○	高津 非常救		
子母口出張所		子母口	○	子母口	
		子母口化学	○	子母口化学	
新作出張所		新作	○	新作	
		新作救急	○	新作救急	
梶ヶ谷出張所		梶ヶ谷	○	梶ヶ谷	
		高津非常用消防	○	高津 非常	
久地出張所		久地	○	久地	
		久地救急	○	久地救急	

宮前消防署	宮前消防署	宮前1	○	宮前1	
		宮前2	○	宮前2	
		宮前救助	○	宮前救助	
		宮前はしご	○	宮前梯子	
		宮前指揮1	○	宮前指揮1	
		宮前指揮2		宮前指揮2	
		宮前積載	○	宮前積載	
		宮前特災	○	宮前特災	
		宮前救急	○	宮前救急	
		宮前非常用救急	○	宮前非常救	
	野川出張所	野川	○	野川	
		野川救急	○	野川救急	
	宮崎出張所	宮崎	○	宮崎	
		宮崎救急	○	宮崎救急	
	向丘出張所	向丘	○	向丘	
		向丘救急	○	向丘救急	
	犬蔵出張所	犬蔵1	○	犬蔵1	
		犬蔵2	○	犬蔵2	
		宮前除染	○	宮前除染	
		宮前非常用消防	○	宮前非常	
菅生出張所	菅生	○	菅生		
	菅生救急	○	菅生救急		
多摩消防署	多摩消防署	多摩1	○	多摩1	
		多摩2	○	多摩2	
		多摩救助	○	多摩救助	
		多摩はしご	○	多摩梯子	
		多摩指揮	○	多摩指揮	
		多摩積載	○	多摩積載	
		多摩運搬		多摩運搬	
		多摩救急	○	多摩救急	
		多摩非常用救急	○	多摩非常救	
		宿河原出張所	宿河原	○	宿河原
	宿河原救急		○	宿河原救急	
	多摩非常用消防		○	多摩非常	
	菅出張所	菅	○	菅	
		菅救急	○	菅救急	
	栗谷出張所	栗谷	○	栗谷	
		栗谷救急	○	栗谷救急	
	麻生消防署	麻生消防署	麻生1	○	麻生1
			麻生2	○	麻生2
			麻生救助	○	麻生救助
			麻生はしご	○	麻生梯子
麻生指揮			○	麻生指揮	
麻生積載			○	麻生積載	
麻生救急			○	麻生救急	
麻生非常用救急			○	麻生非常救	
王禅寺出張所		王禅寺	○	王禅寺	
		王禅寺救急	○	王禅寺救急	
百合丘出張所		百合丘	○	百合丘	
		麻生非常用消防	○	麻生非常	
柿生出張所		柿生	○	柿生	
		柿生救急	○	柿生救急	
栗木出張所		栗木	○	栗木	
		栗木救急	○	栗木救急	
	川崎非常用タンク	○	非常タンク		
航空隊	そよかぜ1		そよかぜ1		
	そよかぜ2		そよかぜ2		
	川消航空隊連絡車		川消航空		

備考 1 非常用車両の消防隊等略称名は、人員補充により増強し、運用する場合の部隊名となる。

2 地図車両表示記号は、指令センター、地図系署所指令端末及び車載指令端末装置等の地図上に表示する車両の識別名称である。

3 車載指令端末装置を装備していない車両も、可搬式車載指令端末装置(3台)を運用する場合は、この名称で表示される。

管制車両の運用状況登録に関する用語の意義及び登録条件

登録用語	用語の意義	登録条件等
代車登録	<p>通常運用している車両が車検、整備等で運用できない場合に、非常用車両で一時的に運用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代車に使用する非常用車両と代車運用される元の車両は、同じ車種であること。 (消防車両のうちポンプ車、タンク車及び化学ポンプ車「大島化学等化学車及びポンプ車として使用する車両」は同一車種として選別されるが、救急車、工作車、はしご車等は同じ車種でなければ自動選別による部隊運用はできない。)
乗換登録	<p>複数の車両を車両台数より少ない消防隊数で運用する。 乗換登録した車両のうち運用中の車両が登録した消防隊数になった場合は、他の車両は出場不能となる。 (はしご車とポンプ積載車を乗換運用している場合にポンプ積載車を業務等で運用すると、はしご車は出場不能となる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乗換登録車両は、車種は問わないが、1の乗換登録車両は最大5台以下であること。 2台車両を1対とし、1消防隊で運用する(臨港大型・臨港延長)ことも可能である。 5台の車両を1～4消防隊で運用することも可能である。
特別編成登録	<p>乗換登録車両を一時的に解除し消防隊等として運用可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乗換登録車両であること。 (非常用車両に消防隊を配置し、運用する場合は、非常用車両を消防隊等として運用可能とする「隊無解除」の場合とは異なる。)
移動待機登録	<p>消防部隊等が所属署所以外の署所及び航空隊に待機状態とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移動待機先は、所属署所以外の署所及び航空隊のいずれかであること。 (総合訓練場、災害現場及び病院等の指令設備のない場所への移動待機登録はできない。) (航空隊へ移動待機登録する場合は、車載指令端末装置ではできないため、指令センターへ一報すること。) (移動待機中は待機先の署所に、指令電話による音声指令と出場指令書が送信され、出場車両表示盤に車両名が表示される。)

署所指令端末装置取扱指令情報の運用及び情報概要

情報項目	情報種別	情報表示及びデータ入力・更新等の要領
告示医療機関診療状況情報	テキスト情報（文字）	救急隊の車載指令端末装置からの病院情報検索要求により、指令センターから自動受信表示する。
		各署救急隊は、署指令端末から1日2回の定時（9時及び17時）及びその後の電話連絡による診療科目、ベッド状況等の情報は随時入力しておくこと。（入力は、各署、指令課及び車載指令端末装置から可能）指令課は、病院からの電話で、知り得た最新の診療状況等を指令台から随時入力し、情報を更新すること。
消火栓等の水利情報	水利マーク（図形）	住宅地図に消火栓の位置、地下単口・双口の別及び配管口径（2桁の数字）を図形で表示する。
		署所は管轄の水利に変更等があった場合は、随時消防情報管理システムの水利情報を訂正入力すること。
届出情報（断水消火栓）	断水マーク情報（図形）	災害指令時に災害点から、半径250m以内の最大20件の情報を指令時に車載指令端末で受信表示する。
		届出に基づき、署所の消防情報管理システムから随時情報を入力すること。 住宅地図に断水時間のみ消火栓に×マークが表示する。
届出情報（煙火等）	揚煙マーク情報（図形）	災害指令時に災害点から、半径250m以内の最大5件の情報を指令時に車載指令端末で受信表示する。
		届出に基づき、署所の指令端末から情報を入力すること。 住宅地図に怪煙行為実施時間のみマーク表示する。
届出情報（道路工事）	ポリゴン情報（図形）	災害指令時に災害点から、半径1km以内の直近の情報を指令時に車載指令端末装置で受信表示する。
		届出等に基づき、署所の消防情報管理システムから随時情報を入力しておくこと。 住宅地図に工事実施時間のみマークが表示される。

図 記 号 一 覧 表

表 示 項 目	表 示 内 容 等	図記号	表示色
地下単口消火栓(簡易表示)	50mスケールの住宅地図に地下単口消火栓を表示	○	青
地下双口消火栓(簡易表示)	50mスケールの住宅地図に地下双口消火栓を表示	●	赤
地下単口消火栓	15mスケール以上の住宅地図に地下単口消火栓を表示 (記号の中の数字は配管口径を略式表示)	○7.5	青
地下双口消火栓	15mスケール以上の住宅地図に地下双口消火栓を表示 (記号の中の数字は配管口径を略式表示)	○30	青
防火対象物	防火対象物台帳情報の登録場所を表示	○防	赤・青文字
危険物	危険物台帳情報の登録場所を表示	○危	赤・青文字
在宅要介護高齢者世帯	在宅要介護高齢者世帯台帳情報の登録場所を表示	○老	赤・青文字
断水	断水消火栓を表示	×	赤
道路工事	道路工事の場所を表示	▨	赤
煙火等	煙火等揚煙行為の場所を表示	○煙	青

指令システム障害発生時の指令運用

1 指令電話による災害出場指令等

時 間	7時00分～18時00分		18時00分～7時00分	
災害出場規模	有線指令範囲	指令トーン	有線指令範囲	指令トーン
指定・特命出場	管轄署管内	災害トーン	管轄署管内	災害トーン
	群別指令		群別指令	
調査出場	群別指令	調査トーン	群別指令	調査トーン
特殊火災を除く第1出場	全署所	災害トーン	管轄署管内	災害トーン
	一斉指令		複数群指令	
特殊火災、第2出場以上及び 石油コンビナート第1出場以上	全署所	災害トーン	全署所	災害トーン
	一斉指令		一斉指令	
救急出場	出場署所	救急トーン	出場署所	救急トーン
	個別指令		個別指令	
	出場署所	P A連携トーン	出場署所	P A連携トーン
	個別指令		個別指令	

注 1 自動車専用道路等の救急出場で消防隊が同時出場する場合は、管轄署管内の群指令とする。

2 その他

(1) 災害情報

災害情報等の連絡報は、各災害の指令範囲に通知トーンで送信する。

(2) 救急告示医療機関診療科目及びベッド状況の変更

ア 7時00分から18時00分までの間は、救急一斉通報で送信する。

イ 18時00分から7時00分までの間は、救急無線で連絡する。

(3) 気象報等

ア 7時00分から18時00分までの間は、一斉通報で送信する。

イ 18時00分から7時00分までは、警備上、必要と判断するもの以外は送信しない。

無線業務日誌(別紙)

第2号様式(2)

年 月 日

項目	特記事項
非常の場合の無線通信の実施状況	
空電、混信、受信感度の減退等の通信状況	
発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容	
電波の規制について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容	
電波法令に違反して運用した無線局を認めるときは、その事実	
その他参考となる事項	